

大和市条例第18号

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第18号

大和市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2、2 大和市生涯学習センター市民交流ラウンジ利用料金の上限額の表市民交流ラウンジの項中「2時間」を「1時間」に改め、同表備考中「要しないものとし」を「要さず」に、「受けてから2時間の利用時間」を「受けるもの」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。